第3回特別職報酬等審議会　記録

日時：令和6年5月28日（火）　午後2時から午後3時10分まで

場所：役場1階　会議室3

出席委員：7名　A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、G委員

事務局：2名

事務局）昨年度まで2回の特別職報酬等審議会を開きました。その審議会でいただいたご意見を今回、答申案として作成しました。事前に委員の皆様にはお配りしていますのでその内容をご確認いただき、ご意見をいただきながら答申を作っていきたいのでご審議をよろしくお願いいたします。お配りした答申案の内容について、事務局の方から説明させていただきます。

※答申案を読み上げ。

B委員）ひとつ気になるのは、県内の順位で言えば大体、中ぐらいなのに類似団体と比較するとかなり低い。少しでも上げていいのかなと感じたりもするんですね。あまりにも低すぎるなと。

D委員）前回、F委員から、串本町は人口的に見ても、財政的に見ても上位4.5番手ぐらいの位置にあると仰られた。この資料を見ると県内21団体中、せめて中盤前後なら普通やと思うんですけれど、もう本当に末に近いような位置にある。答申案の終わりに、特に、議員各位においては、議会広報や議会報告会の開催等により議会及び議員活動への関心を高めるような取組みが進められているが、より一層の取り組みを求めたい。というところがある。そうした場合、もう少し引き上げ率が高くてもいいんじゃないかなと思います。なぜならば、この額だとそこそこ物価高ぐらい上がったかなって感じられる方がほとんどだと思うんですが、それプラス、物価高にプラス、あなた方にはさらにより一層の議員だったら議員として、議長だったら議長として、町長だったら町長としての期待を含んでいるんですよっていうようなかたちになっていないと思ってるんです。これは今回10年間上げてませんでしたよね。

事務局）そうですね、合併以後なので 17 年ぐらいですね。

D委員）平成 17 年から大方 20 年で 1 万 5000 円では年間にしたら本当にすごく少ない。だから皆さん町民の生活とかけ離れると逆に反感を持たれるということもありますのでね、その辺はちょっと難しいことは今までの会議でも出てるんです。だけど、やはり何かここで思い切ったというのでしょうか、それプラス皆さんに託されているものを感じていただけるような上げ率が欲しいかなと感じました。

B委員）良い人材を集めるには報酬を上げる必要がある。全国的には議員のなり手不足の問題がある。結局、報酬が少ないことも理由ではないか、議員の活動に時間を取られて、自分の生活を守れない。だから立候補しない。ある程度、思いっきり上げたほうが、なり手が増える可能性があるんじゃないかなと思う。

D委員）それだけ上げたら上げたで議員を見る目が、世間の目がすごく厳しくなると思う。暇つぶしに議員をやる人はいなくなると思う。

B委員）だから現行に戻すっていうのは、安直かなって気もします。合併前に戻すっていうのは、あまりにも策がないかなと思います。

D委員）たとえば段階的に引き上げる。一気に引き上げるのが難しければ、3 年後、5 年後、7 年後とか。

事務局）今回の答申案の説明をさせていただきますと、これまでの審議会の内容を受けて、特に前回だったと思うんですが、報酬を引き上げるにあたって、どれくらいが目安なのかとなった時に、合併前の額に引き上げた場合に県内でも中位になるし、それ位でいいのかなということで今回の答申案になっています。

B委員）今回はこれでいいですよ、ただし何年後かにベースアップすることが、今後の議員のなり手不足を解消することになると思う。

事務局）仰るとおりに全国的には議員のなり手がいないということで、議員報酬を上げていくことの検討をしている団体もあると思いますが、それでいきますと串本町は合併後、無投票になったことがないので、これまでの過去の選挙結果からすると、なり手不足を理由に報酬を引き上げるのは理由になりにくいと思います。ただ、若手の方に議員になっていただくためには、本業

を犠牲にするという意味では、今の報酬は低いという考え方はあると思います。

Ｃ委員）順位を見ると、思い切ってという意見もありましたが、中位というのは町民の理解を得られると思う。

Ｅ委員）報酬を上げるのは良いことだと思うが、町民のお給料は 20 年くらい上がってない方もおられるのではないか、そうなると一気に上げると議員だけ上がるのかという意見がかなりあるのではないか。

Ａ委員）若い方に議員になってもらうには、ある程度上げることが必要。

Ｆ委員）この答申案については、町民の感情からすると一気に上げるのは難しいので、ある程度合併前の水準に戻すのはいいと思う。

Ｇ委員）これまでの審議会で金額を上げることについての住民理解を得る重要性を議論してきた経緯がある。そういった意味では、合併前の額は、それなりの根拠になる。答申案のおわりに住民理解を得る重要性を議論してきたことを書いていただいた方が良いと思う。

事務局）改定額については、色々なご意見をいただきましたが、２回の審議会を経たうえで、この額にするということでよろしいでしょうか。

※異議なし。

事務局）ひとつ確認させていただきたいんですが、特別職の報酬ということで、町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員の報酬を今回の答申案として出しています。もうひとり特別職では、病院事業管理者がいまして、前回の審議会の中でＦ委員から病院事業管理者の給料額についても、一定、見直してはとの意見がありましたが、審議会全体の意見ではなかったということで今回の答申案には載せていませんが、それでよろしいでしょうか。

Ｆ委員）はい。大丈夫です。

事務局）ご指摘いただいた点については、見直したうえで追記、修正しますが、概ね今回の答申案で承認いただけたとの理解でよろしいでしょうか。

※異議なし。

事務局）令和 5 年 6 月の定例会で報酬審議会の予算を計上した時に、議員から審議会の設置については賛成だが、そのなかで特別職の報酬は成果主義でな

ければならないのではとの意見がありました。そういった内容を委員に審議していただきたいとのことでした。町民のために成果が上がれば議員報酬を上げてもおかしくはないが、本当に町としての成果が上がっているのか。成果主義についての委員のご意見をお伺いできれば。

Ｃ委員）成果主義はチェックが難しい。

Ｄ委員）成果には即効性のある成果と 10 年後に出るものがありますからね。難しいですよね。

Ｆ委員）20 数年前に民間の企業の人事制度をやったことがあります。その当時は成果主義型の人事制度が流行りで作ったんですが、今はやめています。それは個人が設定した目標に対する評価によって給料を考えていくという、本当に目標設定が正しいのかどうかという問題があって、今の民間の主流は、成果主義によって給料を支払うのは少ないんじゃないかと思います。指標の評価が難しい。

Ｂ委員）前向きな意見で成果主義を発言されたのだと思いますが、成果主義は議会に合わないのではないか。

Ｄ委員）成果主義は馴染まないと思います。

Ｅ委員）何をもって成果なのか難しいですね。

Ｆ委員）成果は選挙の当落で判断されるものではないか。

Ｄ委員）議員の仕事を成果主義にするのは難しいと思います。

Ｇ委員）皆さんの意見と同じです。支給に条件を付ける難しさ、じゃあ報酬は成果指標だけでいいのかという問題もある。まだまだ一般的に広がった評価方法ではないので、もう少し時期を見ていいのかなと思います。

事務局）成果主義の内容は、今回の答申にまで載せず、必要に応じて審議いただいた内容を議会で説明させていただきます。

Ｂ委員）それでいいと思います。

事務局）今後の流れとして、答申自体を町長に答申して、議会に諮ることになります。次回の審議会ですが、ご指摘いただいた点を反映させた答申案を再度、委員の皆さんにお集まりいただき審議会を開くのか、個別に書面確認していただき正式な答申とするのか、いかがでしょうか。

Ｂ委員）書面確認でいいんじゃないですか。

事務局）それでは今回の内容で答申案を作って送らせていただきます。その中の意見で集まってもらう必要があるような内容であれば、次回の審議会を開催します。